

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第21号

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(償還免除) 第16条 <省略> 2 償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 (1)及び(2) <省略> <u>(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類</u> 3及び4 <省略>	(償還免除) 第16条 <省略> 2 償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 (1)及び(2) <省略> 3及び4 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

